（令和７年12月～）

ＮＴＴの一般加入電話回線以外の電話回線での緊急通報装置の利用（申込み）について

緊急通報装置は、**ＮＴＴの一般加入電話回線での利用が基本**となっています。ＮＴＴの一般加入電話回線以外の電話回線で緊急通報装置を利用すると、通常のサービスが提供できないことがありますので、**次の注意事項等について理解し、承諾いただける方のみ申込みできます。**

注意事項等

１．緊急通報装置の設置に関すること

設置工事時に行う通報テストで正常に通報できない場合は、緊急通報装置の設置を中止させていただきます。

２．緊急通報装置の利用に関すること

（１）**緊急・相談通報が正常に通報できない場合があります。**

→ボタンを押してから６０秒以上たってもつながらない場合は、通信障害が発生している可能性がありますので、**取消ボタンを押し、緊急時は電話で「１１９」**に連絡してください。（※固定電話が使用できない場合は、携帯電話等他の手段を利用してください。）

※緊急通報装置の不具合については、電話で「０６－６３０３－６３２２（大阪ガスセキュリティサービス）」に連絡してください。

（２）**回線の種類によっては、停電時に通報ができません。また、停電が復旧した際、ルーターをリセットしないと通報できない場合があります。**

→停電が復旧したら、ご自身で**相談ボタン**を押してテスト通報し、動作確認してください。つながらない場合は、電話で「０６－６３０３－６３２２（大阪ガスセキュリティサービス）」に連絡してください。

【裏面に続きます】

（３）装置の動作確認のために行う自動通報のため、通常は１か月４０～５０円程度の電話代が利用者負担となりますが、この通報が通信障害等により正常に送信されない場合、自動で再通報を行うため、再通報にかかる電話代についても利用者負担となります。

（４）インターネットの速度が遅くなったり、音声不良（電話に雑音が入る等）が起こる場合があります。

（５）装置の保守点検等での通報テストで正常に通報できない場合は、緊急通報装置の利用を継続できない場合があります。

（６）この他、異常がありましたら、電話で「０６－６３０３－６３２２（大阪ガスセキュリティサービス）」に連絡してください。

※注意事項等についてご不明な点がありましたら、健康福祉総合相談課へお問い合わせください。

承諾書の提出について　※利用者全員提出が必要です。

この注意事項等について理解し、ＮＴＴの一般加入電話回線以外の電話回線を利用したことにより発生した不具合に起因する苦情及び損害賠償の請求について、枚方市及び枚方市がこの事業を委託する事業者に対し、申し立てないことを承諾いただき、緊急通報装置の申込書等に「承諾書」を添えて提出してください。

【問い合わせ先】
枚方市役所 健康福祉部　健康福祉総合相談課
〒573-8666
枚方市大垣内町2丁目1番20号
（電話）072-841-1401（直通）
（ＦＡＸ）072-841-5711